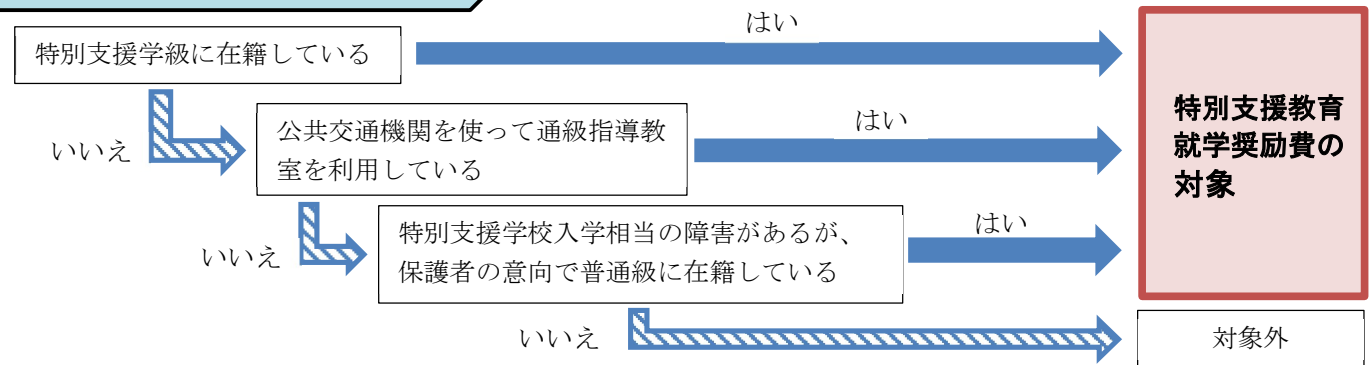


令和8年度特別支援教育就学奨励費制度のご案内

特別支援教育就学奨励費制度は、特別な支援を必要とするお子さんの保護者の経済的負担を軽減するため、学校に必要な費用の一部を支給するものです。

1 制度の対象となる方



2 支弁区分決定について

申請手続き後、所得や世帯状況に応じて、「支弁区分」を決定します。支弁区分に応じて、対象となる経費や支給額が変わります。

【支弁区分の一覧】

- ・生保（生活保護を受給している世帯）
- ・準保（就学援助を受給している世帯）
- ・支弁区分Ⅰ
- ・支弁区分Ⅱ
- ・支弁区分Ⅲ

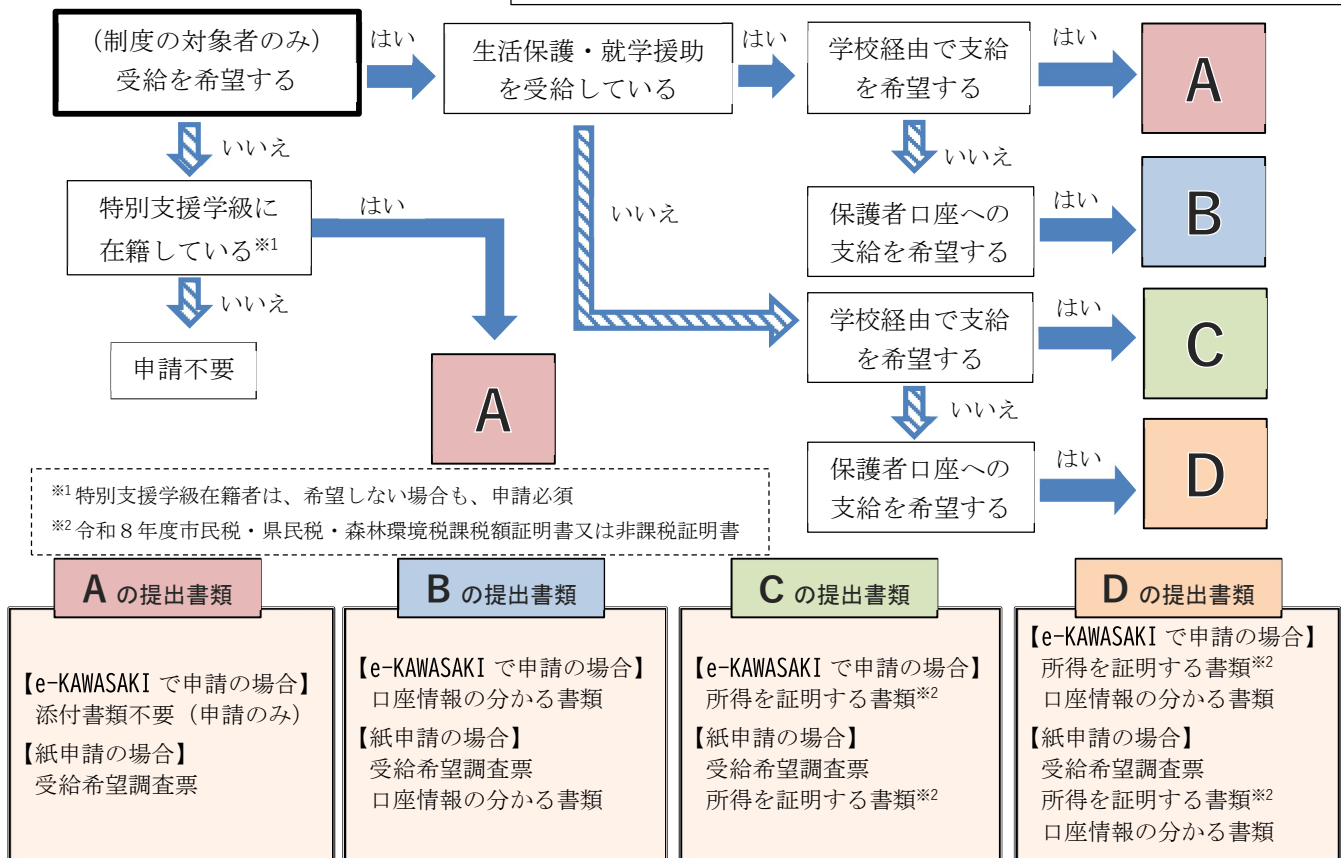
令和7年の
1月～12月の
収入で決定

【参考】支弁区分Ⅲの目安

世帯人数	世帯収入額
3人	770万円以上
4人	900万円以上
5人	1,030万円以上

3 提出書類

制度対象の方は、左上からあてはまる順に進み、必要な提出書類を確認してください。提出書類の詳細は別紙またはホームページで御確認ください。



4 支給内容

支給対象 経費	学校の種別	小学校			中学校			備考
	支弁区分	生保・ 準保	I・II	III	生保・ 準保	I・II	III	
学校給食費						実費の2分の1		
通学交通費	実費	実費	実費の 2分の1	実費	実費	実費の 2分の1		※通級指導教室 利用者は通 学交通費のみ
交流学习交通費	実費	実費	実費の 2分の1	実費	実費	実費の 2分の1		
職場実習交通費 (中学校のみ)				実費	実費	実費の 2分の1		
修学旅行費		実費の2分の1 (上限 10,790 円)			実費の2分の1 (上限 28,860 円)			
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		実費の2分の1 (上限 800 円)			実費の2分の1 (上限 1,155 円)			
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		実費の2分の1 (上限 1,845 円)			実費の2分の1 (上限 3,105 円)			
学用品・通学用品購入費		5,820 円 (月額 485 円)			11,370 円 (月額 947 円)			中学生の3月 のみ 953 円
新入学児童学用品・通学 用品購入費		28,530 円			31,500 円			第1学年のみ

※令和8年度に国が定める補助限度額に基づく金額を支給予定

5 申請～支給までの流れ

申請時期	支弁区分認定結果の 配布予定時期	支給額決定通知書の 配布及び支給予定時期
申請受付開始 ～令和8年8月28日	令和8年11月上旬	令和8年12月末
令和8年8月29日※ ～令和8年12月31日	令和9年3月上旬	令和9年5月末
令和9年1月1日 ～令和9年3月31日	令和9年5月上旬	令和9年5月末

※申請が8月29日以降でも前期で認定する場合があります。

年度内の提出であれば、申請は受け付けます。ただし、支給するためには、**年度末時点で書類の不足・不備等がない状態である必要があります**ので、お早めに申請の上、不備等があれば修正等にご協力をお願いいたします。

6 よくある質問

Q1 就学援助制度とは違いますか？

A1 就学援助は、川崎市立小、中学校に通学する全ての児童生徒が申請できますが、特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級や通級指導教室のお子さんが対象です。就学援助を受けていても申請できます。

Q2 申請したら必ずお金がもらえますか？

A2 支弁区分によって変わります。認定された支弁区分が、準保・生保・Ⅲのときは、実際にかかった費用がある場合に支給します。実際にかかった費用がない場合は、支給額が0円になることがあります。

Q3 「所得を証明する書類」は誰の分が必要ですか？

A3 現在16歳以上の世帯員（高校2年生以上）については、**必ず書類が必要**です。もし中学生以下で所得がある方がいる場合は、書類を提出してください。

Q4 自分が支弁区分Ⅰ～Ⅲのどれになるかはどうか分かりますか？

Q4 申請後、審査が完了するまではどの支弁区分になるかは分かりません。裏面の「2 支弁区分決定について」にある「【参考】支弁区分Ⅲの目安」と自身の世帯収入を比較して参考にしてください。

Q5 きょうだいがいる場合、人数分の申請を行う必要がありますか？

A5 電子申請の場合、制度対象のお子さん1人につき、1回申請を行ってください。紙の申請書の場合、お子さん1人につき、1枚提出してください。

Q6 オンライン申請の方法が分かりません。

A6 ホームページ（下記 URL）で電子申請の方法について案内しています。（専用の申請フォームへのリンクあり）。

【問い合わせ先及びホームページ案内参照先】

就学奨励費制度全般 川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課

電話：044-200-3827

ホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000177827.html>



ホームページ

電子申請をぜひ
ご利用ください！



オンライン手続きかわさき